

# 結婚新生活を応援するため

## 最大24万円 費用を助成します！

村では、平成29年10月1日以降に婚姻届を提出された新婚世帯（所得制限あり）に対して、婚姻の伴う新生活を経済的に支援する【結婚新生活支援事業】を実施します。

※この事業は、真狩村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略に基づく、移住・定住対策及び少子化・子育て支援対策として、実施します。

### 対象世帯

次の各号のいずれにも該当する世帯

- 平成29年10月1日～平成30年3月31日までに結婚した世帯
- 平成29年1月1日～平成30年3月31日までの間に住居費・引越費用を支払った世帯
- 世帯の所得が340万円未満の世帯  
※貸与型奨学金を返済している場合は、その年間返済額を控除した額が340万未満
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
- 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがない世帯
- 税等に滞納が無い世帯
- 真狩村に住所を有する世帯
- 世帯に、暴力団員及び暴力団関係事業者等を含まないこと。

### 対象経費

平成29年1月1日から平成30年3月31日までに支払った次の経費

- 結婚を機に新たに住宅を購入した場合の購入費
- 結婚を機に新たに賃貸住宅等に入居した場合の賃料、敷金、礼金、仲介手数料など
- 結婚を機に引越した場合の引越し費用（業者への支払い分）  
上記を合算した額が対象となります（勤務先から住宅手当や引越手当等の支給がされている場合は、その額を控除する。）

### 補助金額

- 上限24万円（1,000円未満切捨て）

### 提出書類

- 真狩村結婚新生活支援補助金交付申請書
- 所得証明書（世帯全員分）H28年1～12月所得がわかるもの
- 貸与型奨学金の返還額がわかる書類（対象者のみ）
- 住居購入に係る売買契約書・領収書
- 住宅の賃貸借見積書又は契約書
- 住居手当支給証明書（対象者のみ）
- 引越し費用に係る領収書
- 戸籍謄本又は婚姻証明書
- 同意書
- 誓約書

申請期間 平成29年10月1日から平成30年3月31日まで

お問い合わせ先～真狩村総務企画課企画調整係 0136-45-3613